

# まちづくりの進め方

～地区まちづくり計画ができるまで～



**清瀬市 都市計画課**

# まちづくりの進め方 ~地区まちづくり計画ができるまで~

清瀬市住環境の整備に関する条例には、市民が進めるまちづくりの推進について定められています。

市民のみなさんは、以下の流れで「地区まちづくり協議会」を設立し、「地区まちづくり計画素案」を市長に提案することができます。

## 1 問題意識を持つ

みなさんのお住まいになっている地域で、日頃から気になっていることはありませんか？身近な問題について考えることがまちづくりへの第1歩につながります。

## 2 仲間を集める

身近な地域の問題について、ご近所や自治会などで話し合ってみましょう。問題を解決するには、様々な人の協力が必要となります。地域で課題を共有しましょう。

## 3 地区まちづくり協議会を設立

仲間が集まり、下記の設立要件が整ったらまちづくり協議会の設立の申請を市長に行ないます。協議会として活動することにより、市長から専門家の派遣や技術的支援等を受けることができます。

- (1) 地区まちづくり計画の策定を目的としていること
- (2) 構成員が計画地区の地区住民等であること
- (3) 地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること
- (4) 規約を有し、代表者の定めがあること

※構成員の数は、計画地区の一部に偏ることなく計画地区全体の地区住民等の10分の1程度であることが必要です。

## 4 地区まちづくり計画素案を策定

協議会で話し合い、計画の素案をまとめます。計画の素案には下記の内容が必要です。

- (1) 地区まちづくり計画の名称
- (2) 地区まちづくり計画の位置及び区域
- (3) 土地利用等の目標及び方針
- (4) 上記の3事項以外にまちづくりを推進するための必要事項

5 地区まちづくり計画素案を市長へ提案

計画素案を策定したら、市長に提案することができます。ただし、提案するには以下の要件があります。

- (1) 20歳以上の地区住民等の2分の1以上の同意を得ていること
- (2) 0.3ヘクタール以上の計画地区を対象としていること
- (3) まちづくりの目標及び方針を定めていること
- (4) 土地利用等に関する事項を定めていること
- (5) まちづくりを推進するために必要な事項を定めていること

6 都市計画審議会で素案に関する意見を聴取

提案された計画素案について、清瀬市都市計画審議会で意見を聴き、適切であると認められれば、市長は計画素案に基づいた地区まちづくり計画の案を策定します。

市長が地区まちづくり計画を策定する場合には、あらかじめ告示をし、告示の日から2週間公衆に縦覧して市民からの意見を受け付けます。

7 都市計画審議会の議を経て、地区まちづくり計画を決定

市長が策定した案を都市計画審議会で議論し、地区まちづくり計画を決定します。決定後、告示を行い、2週間公衆に縦覧します。

助言又は指導

市長は、地区まちづくり計画に基づき、区域内で開発事業を行うものに対して、助言又は指導を行なうことができます。これにより、みなさんで決めたルールに沿った魅力的なまちづくりに努めます。

地区計画の策定へ

地区まちづくり計画を決定した場合、市長は地区計画の策定に努めます。地区計画は法律に基づく制度ですので、法的な拘束力を持たせることが可能となります。

**問合せ先**

**清瀬市 都市計画課 都市計画係**

**TEL 042-497-2093(直通)**